

第17回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
第1回 香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和2年6月1日(月) 9:10~9:45

場所 県庁本館12階大会議室

議題1「6月1日以降の感染予防対策期における対策について」

本部長(知事)から資料に沿って説明

5月25日の本部会議において、感染予防対策期における対策について説明したが、そのうち、3. 催物(イベント等)の開催で、次の本部会議でお示しすることとしていた、6月1日以降の対応について、今回、国の基本的対処方針などを踏まえ、国から示された方針に沿って、イベントの種別に応じ、移行期間ごとの人数上限などを定めた。

別紙「催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」をご覧ください。①の期間、これは6月18日までとなるが、コンサート等については、これまでと同様、参加人数が、屋内で100人以下又は収容定員の50%以下のどちらか小さい方を限度とすること、屋外であれば200人で十分な間隔(できるだけ2m)を確保した上で開催を可能とする。また、展示会等や地域の行事等も同様に人数上限等を設けた上で開催を可能とするが、全国的な移動を伴うプロスポーツ等や全国的・広域的なお祭り・野外フェス等については、この期間での自粛を求めることとする。

その後、①の期間から約3週間後の②の期間、そして、②の期間から約3週間後の③の期間へ移行するにあたって、コンサート等や展示会等については、人数上限等を徐々に緩和していき、プロスポーツ等については、②の期間では無観客での開催をお願いするが、その後は、参加上限等を設けて開催可能とする。全国的・広域的なお祭り・野外フェス等については③の期間までは開催の自粛を求めることとし、地域の行事については、②の期間から、人数を管理できれば参加上限をなくして開催を可能とする。

さらに、③の移行期間の後、8月1日を目途に、コンサート等、展示会等、プロスポーツ等については、人数上限をなくし、収容定員の50%以下で開催を可能とするとともに、全国的・広域的なお祭り・野外フェス等についても、十分な間隔(できるだけ2m)を確保した上で開催を可能とする。

なお、これら催物(イベント等)の開催にあたっては、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることや、イベント参加者の夜の街への外出などの感染リスクのある行動の回避などの適切な行動管理が前提となっており、それぞれのイベントごとに、守っていただきたい留意事項を表中にお示ししているので、これらを適切に踏まえた上での対応をお願いする。

県としては、「感染予防対策期」において、県民の皆様、「新しい生活様式」が定着することや事業者の皆様、適切な感染防止対策を講じていただくことを前提として移行期間を設け、一定の安全性が確保されることを確認しながら、これまでの自粛等の協力依頼を段階的に緩和し

つつ、社会経済活動のレベルを引き上げてまいりたいと考えているので、ご理解、ご協力をお願いする。なお、③の期間終了後の取扱いについては、引き続き必要に応じて検討することとしている。

次に、これまで説明した、新型コロナウイルス感染症対策に係るイベント開催の人数制限に伴い、事業者の皆様、県民の皆様がイベント等を中止し、施設利用をキャンセルする場合、次の対象施設・対象期間等において、キャンセル料は不要とし、既納の使用料・利用料金を還付することとする。

対象となる施設は、人数制限による影響が見込まれる、県民ホール大・小ホール、サンメッセ香川 大・小展示場、サンポート高松交流拠点施設 かがわ国際会議場・展示場である。

なお、5月末までに予約し、今回のイベント開催の人数制限により開催が困難となり、キャンセルするものに限る。つまり、もともとの参加予定人数が人数制限の範囲内であれば対象外としている。

対象となる期間等は、施設利用日が本日6月1日（月）から9月30日（水）までの予定としている。また、キャンセルの申出は、6月1日（月）から6月30日（火）までをお願いする。

次に、事業所向けの感染防止対策に係る掲示の様式についてである。前回の本部会議において、感染予防対策期の対策の考え方について説明した中で、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底していることを店舗等の事業所に掲示して、利用者に周知していただくための掲示内容の例をお示しすることについて触れた。

今回、こちらのパネルの内容を、事業所向けの感染防止対策に係る掲示の様式としてお示しする。

事業者の皆様におかれては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや、県がお示ししている「今後における適切な感染防止対策」に基づき、感染防止対策を徹底していただくにあたり、今回、お示しした様式を用いて、店頭等の目立つところに掲示し、来場者に安心して利用していただけるよう、その対策の内容を周知していただきたいと考えている。

この様式は、県のホームページに掲載し、事業者の皆様がダウンロードして、適宜加工して、活用していただけるようにする。

この掲示の様式は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、実際に、その事業所において感染防止対策が実施されることを前提としたものであるので、来場者に引き続き安心して利用していただくため、各事業所におかれては、掲示した感染防止対策の徹底を図っていただくようお願いする。

**教育長から資料に沿って説明（学校再開後の運動部活動の実施および代替大会等の開催）**

## 議題2「県の新型コロナウイルス感染症対策の現況について」

**健康福祉部長、商工労働部長及び交流推進部長から資料に沿って説明**

### 議題3「香川県持続化応援給付金について」

#### 本部長（知事）から資料に沿って説明

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受け、事業収入が減少した、県内に事業所を有する中小法人や県内に住所を有する個人事業者の皆様に対して、この度、事業の継続を応援するため、「香川県持続化応援給付金」制度を創設することとした。

給付対象及び給付額については、国が行う持続化給付金の給付を受けていて、かつ県内に事業所を有している中小法人や、住所を有している個人事業者の皆様へ、1事業者あたり一律で「20万円」を支給することとする。

また、応援給付金の支給に関する事業者の皆様からのご相談に対応するため、「香川県持続化応援給付金コールセンター」を設置する。コールセンターの電話番号は、087-832-3881である。開設期間は、明日、6月2日（火）から来年3月1日（月）までの平日、開設時間は、6月2日（火）から6月5日（金）までは9時から19時まで、6月8日（月）以降は9時から17時までとする。

応援給付金の受付期間は、来年、令和3年3月1日（月）までとしている。また、この応援給付金は、実質的に、国の持続化給付金に上乘せする形で給付するものであることから、申請書の添付書類は原則、国の給付金の「給付通知書」の写しと、振込口座の通帳の写しの2種類とするなど、申請手続きを分かりやすく簡素化し、受付方法も郵送のみとしている。

本給付金の事業費としては、約30億円程度を見込んでいるが、事業者の皆様へ、一刻も早く、スピード感を持って支給したいと考え、6月補正予算として、本日、私の専決処分としたいと考えている。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業収入が減少した県内の事業者の皆様には、ぜひ事業を継続していただき、以前の活気が取り戻せるよう、心より応援申し上げる。

### 議題4「香川県新型コロナウイルス対策検証ワーキングチーム等の設置について」

#### 政策部長から資料に沿って説明

#### 本部長発言

先ほど、政策部長から説明があったが、この度の検証ワーキングチームや、経済・雇用対策ワーキングチームの設置については、決して、新型コロナウイルス感染症が収束したことで設置するものではなく、今後の第2波、第3波に備え、これまでの取組みや課題をしっかりと検証し、医療提供体制や検査体制の充実・強化を図っていくとともに、これまでのコロナウイルス感染症の県内経済・雇用への影響を的確に分析することにより、社会経済活動の維持・回復につなげていくものであるため、その趣旨をご理解いただくとともに、各部局においては、次の対策につながるよう、十分な検討をすすめていただきたい。

## その他

### 本部長発言

これからの期間は、これまでの期間以上に、難しい時期になると思っている。これまでの集中的に対策を取った時期に比べ、いわゆる自粛等の一辺倒ではなくなるわけである。移行期を含め、いろいろと留意していただきたいことや、「新しい生活様式」ということで定着していただきたいことがある。その一方で、社会経済活動を維持・回復していくことも極めて重要ということで、今、求められていることである。この二つを両立させていくために、各部局が一丸となり、スピード感をもって事態に当たっていただきたい。